

議案第111号

あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

阿見町長 千葉 繁

あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、あみ子育て支援センター(以下「センター」という。)の設置及び管理に  
関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び名称等)

第2条 子どもの健全な育成、親子のふれあいの創出及び子育て環境の充実並びに児童福祉  
の向上を図るとともに、子どもを中心とした交流の場を提供するため、地方自治法(昭和  
22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、センターを設置する。

2 センターの名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
あみ子育て支援センター	阿見町大字阿見4699番地4

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育てに関する情報提供及び相談に関する事業
  - (2) 親子同士の交流、語り合い、遊び場の提供に関する事業
  - (3) 子育ての支援に関する事業
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業
- (開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用者の範囲)

第5条 センターを利用することができるもの(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に在住する者であって、次に掲げる個人
  - ア 乳幼児、児童及びその保護者
  - イ 母子健康手帳(母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条に規定するものをいう。)の被交付者であって、産前のもの
- (2) 町内において子育てを支援する活動を実施する、又は実施しようとする個人又は団

## 体

(3) その他町長が適當と認めるもの

(利用の手続き)

第6条 利用者のうち、一般の利用者にあっては利用の届出を、団体又は施設の貸出を希望するものにあっては町長へ当該利用の許可に係る申請を、それぞれ規則で別に定める方法によりしなければならない。なお、許可内容に係る変更又は中止をする場合も、同様とする。

2 町長は、前項の規定による利用の許可に係る申請があったときは、当該申請内容を審査し、その許可について判断するものとする。

3 町長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の届出及び申請に条件を付することができる。

(遵守事項等)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を守り、センターを良好な状態において利用しなければならない。

(1) 危険物及び危険のおそれがある物を持ち込まないこと

(2) センター敷地内において喫煙をしないこと

(3) 指定された場所以外では、飲食をしないこと

(4) 許可なく物品を販売し、又は配布しないこと

(5) 許可なく広告類を掲示し、又は配布しないこと

(6) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと

(利用の制限等)

第8条 町長は、利用者が次のいずれかに該当するとき、又は前条各号のいずれかに違反すると認められるときは、センターの利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退去を命じることができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあつても町長はその責を負わないものとする。

(1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) センター又は設備を汚損し、又は棄損するおそれがあるとき。

(3) センターの設置目的に反すると認められるとき。

(4) 政治的又は宗教的な活動に使用しようとするとき。

(5) 感染症にかかっている又はそのおそれがあると認めるととき。

(6) センターの管理上支障がある行為をするおそれがあるとき。

(7) 前各号のほか、センターの利用が適当でないと町長が認めるとき。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、第6条の利用許可に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 利用者は、施設の利用が終わったときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により許可を取り消され、又は利用を中止させられた場合も、同様とする。

3 利用者は、その利用により建物等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認める理由があるときは、この限りではない。

(使用料)

第10条 第6条の利用許可を受けたものは、次の表に定める額の使用料を前納しなければならない。なお、利用時間が1時間に満たない場合でも、その1時間分の使用料を徴収する。

利用施設	使用料(1時間あたり)
多目的室「みんなのひろば」	400円

(使用料の免除)

第11条 使用料は、規則で定めるところにより免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、規則で定めることにより、その全部又は一部を還付することができる。

(管理)

第13条 町長は、センターを常に良好な状態において管理し、その設置目的を推進し、効率的な運営に努めなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にその全部又は一部を行わせることができる。

2 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) センター及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 第6条に規定する許可に関する業務
- (4) 第8条に規定する制限等に関する業務
- (5) 第10条に規定する使用料の徴取に関する業務
- (6) その他、町長が必要と認める業務

3 指定管理者は、関係法令及び条例の規定を遵守し、規則で定める基準に従い、センターの管理を行わなければならない。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
・第5条 ・第6条第1項から第3項 ・第8条 ・第9条第3項	町長	指定管理者
・第10条の見出し及び第1項並びに表中 ・第11条の見出し及び第1項 ・第12条の見出し及び第1項	使用料	利用料金
・第13条	町長	指定管理者

5 前項の規定により読み替えて適用する第10条の規定に基づき徴収する利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(阿見町地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 阿見町地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例(平成21年阿見町条例第4号)は、廃止する。  
(準備行為)
- 3 第6条の規定に係る利用の手続き及び第14条の規定による指定管理者によるセンターの管理に係る必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

## あみ子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

### 【制定の理由】

(仮称)子育て支援総合センターを設置するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、法律又は法律に基づく政令に特別の定めのない公の施設として、設置及び管理に係る必要な事項を定めるもの。

### 【主な内容】

#### 第 2 条から第 4 条関係（センターの設置・名称・位置・事業・開館時間・休館日）

- 子どもの健全な育成、親子のふれあいの創出及び子育て環境の充実並びに児童福祉の向上を図るとともに、子どもを中心とした交流の場を提供するため、センターを設置する。
- センターの名称は「あみ子育て支援センター」、位置は「大字阿見 4699 番地 4」とする。
- 子育てに関する情報提供及び相談に関する事業、親子同士の交流、語り合い、遊び場の提供に関する事業、子育ての支援に関する事業のほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業を行う。
- 開館時間及び休館日は、規則で定める。

#### 第 5 条から第 6 条（利用対象者・手続き方法）

- センターを利用するものは、町内に在住する乳幼児、児童及びその保護者、母子健康手帳の被交付者であって産前のもの、町内で子育て支援活動を実施する又は実施しようとする個人又は団体、およびその他町長が適当と認めるものを対象とした。
- 一般利用する場合については利用の届出を、団体利用の場合、又は施設貸出を希望する場合は利用の許可に係る申請をしなければならない。
- 団体利用、施設貸出についての利用申請は、審査の上、許可について判断する。管理上必要な場合は、条件を付することができる。

#### 第 7 条から第 9 条（利用者の責務・制限）

- 利用者は、センターを良好な状態において利用しなければならない。
- 利用者が迷惑行為等の遵守事項を守らない等の場合については、利用の制限、停止、退去を命じることができる。
- 利用者は、利用許可に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 利用者は建物等を損傷、又は滅失したときは、原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

#### 第 10 条から第 12 条（使用料）

- 施設貸出の許可を受けたものは、使用料（多目的室：1 時間当たり 400 円）を前納しなければならない。
- 使用料の免除については規則で定める。
- 既に納入された使用料は、還付しない。

### 第13条から第14条（施設の管理）

- ・センターを常に良好な状態において管理し、効率的な運営に努めなければならない。
- ・指定管理者に、センターの管理の全部又は一部を行わせることができる。
- ・指定管理者は関係法令及び条例の規定を遵守し、規則で定める基準に従い、センターの管理を行わなければならない。
- ・指定管理者が徴収する利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

【参考】地方自治法（抄）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2～3 （略）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならぬ。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（昭三八法九九・追加、平三法二四・平六法四八・平一一法八七・平一五法八一・一部改正）